平成３０年度第５回ギャンブル等依存症対策研究会　議事要旨

日 時：平成３０年８月２日（木）午後２時から４時１５分

場 所：ＯＭＭビル２階２０６会議室

出席委員：井上研究委員、西村研究委員、河本専門委員、西川専門委員

関係部局：ＩＲ推進局、府こころの健康総合センター、大阪府精神医療センター、市こころの健康センター、府健康医療総務課、府地域保健課

＜議事＞

１）あるべき対策の提案について

＊西川委員から対策の現況を報告

＊河本委員から事業者に求めるべき対策について報告後、意見交換

（主な意見）

◆対策のあり方

・事業者が関わる対策の範囲や種類、深さを議論しておくことが必要。

・消費生活センターなど非精神保健関係機関での取組みも重要となる。

・アルコール依存については、久里浜医療センターが５日間の研修を相談にあたる心理、社会福祉士などの専門職を対象に実施し、また薬物については、国立精神・神経センターにおいて４日間の研修を看護師、心理士、社会福祉士などの専門職を対象に実施している。ギャンブルについても、ある程度まとまった研修を国が実施してくれることが望ましい。

・海外では、カウンセラーとアドバイザーは完全に分かれており、カジノ内で相談対応をする人はカウンセラーではないのでカウンセリングはせず、ギャンブルの仕組みなどについてのアドバイスをしている。

◆予防啓発

・カルフォルニア州やオレゴン州では、子どものデザインによる啓発カレンダーを作成しているが、そこでは、ギャンブルについての恐怖の言葉を並べているのではなく、ギャンブルの問題が起これば、ここに相談しようということやイベント情報を掲載している。

◆人材育成

・人材育成が重要であり、カリキュラムの提供が可能な専門学校で、依存症に関するカウンセラーの養成ができることが望ましい。